

北海道告示第10007号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和元年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタービッグハウス

釧路市鳥取大通2丁目2番8号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本製紙株式会社 代表取締役 馬城 文雄

東京都北区王子一丁目4番1号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

7,060平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成31年4月28日

(6) 廃止する理由

店舗を取り壊すため

2 届出年月日

平成31年4月25日